

		改 正			現 行
附 則 （政策統括官の職務の特例） 第三条 政策統括官は、第三条各号に掲げる事務のほか、次の表の上覧に掲げる日までの間、命を受けて、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を分掌する。			附 則 （政策統括官の職務の特例） 第三条 政策統括官は、第三条各号に掲げる事務のほか、次の表の上覧に掲げる日までの間、命を受けて、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を分掌する。		
期限	事 務		期限	事 務	
平成二十二年三月三十一日	一 地方分権改革推進計画（地方分権改革推進法（平成十八年法律第百十一号）第八条第一項に規定する地方分権改革推進計画をいう。次号において同じ。）の作成に關すること。 二 地方分権改革推進計画に基づく施策の実施に係る関係行政機関の事務の連絡調整に關すること。		平成二十二年三月三十一日	一 地方分権改革推進計画（地方分権改革推進法（平成十八年法律第百十一号）第八条第一項に規定する地方分権改革推進計画をいう。次号において同じ。）の作成に關すること。 二 地方分権改革推進計画に基づく施策の実施に係る関係行政機関の事務の連絡調整に關すること。	
平成三十三年三月三十一日	一 原子力発電施設等立地地域（原子力発電施設等立地地域の振興に關する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に關すること。 二 原子力発電施設等立地地域の振興に關する計画（原子力発電施設等立地地域の		平成三十三年三月三十一日	一 原子力発電施設等立地地域（原子力発電施設等立地地域の振興に關する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に關すること。 二 原子力発電施設等立地地域の振興に關する計画（原子力発電施設等立地地域の	

	<p>平成三十四年三月三十一日</p>	<p>株式会社産業再生機構に係る内閣府設置法附則第二条第四項に規定する政令で定める日</p>
<p>振興に関する特別措置法第四条に規定するものをいう。)の作成に関すること。 三 原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。</p>	<p>沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成七年法律第百二号)の規定による駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の施行に関すること(同法第百五条の三第二項の交付金(同法第百五条の二第二項第一号に規定する事業又は事務の実施に要する経費に充てるものに限る。)の交付並びに同法第百六条第一項、第百七条第一項及び第百八条第一項の規定による協議に関することを除く。)</p>	<p>一 株式会社産業再生機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。 イ 設立 ロ 定款の変更の決議 ハ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議 ニ 合併、分割及び解散の決議 三 株式会社産業再生機構に関する関係行</p>
	<p>平成三十四年三月三十一日</p>	<p>株式会社産業再生機構に係る内閣府設置法附則第二条第四項に規定する政令で定める日</p>
<p>振興に関する特別措置法第四条に規定するものをいう。)の作成に関すること。 三 原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。</p>	<p>沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成七年法律第百二号)の規定による駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の施行に関すること(同法第百五条の三第二項の交付金(同法第百五条の二第二項第一号に規定する事業又は事務の実施に要する経費に充てるものに限る。)の交付並びに同法第百六条第一項、第百七条第一項及び第百八条第一項の規定による協議に関することを除く。)</p>	<p>一 株式会社産業再生機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。 イ 設立 ロ 定款の変更の決議 ハ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議 ニ 合併、分割及び解散の決議 三 株式会社産業再生機構に関する関係行</p>

<p>株式会社企業再生支援機構に係る内閣府設置法附則第二条第四項に規定する政令で定める日</p>	<p>政機関の事務の調整に関すること。</p>	<p>一 株式会社企業再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。</p>
<p>株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る内閣府設置法附則第二条第四項に規定する政令で定める日</p>	<p>一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。</p>	<p>イ 設立 ロ 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任 ハ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議 ニ 定款の変更の決議 ホ 合併、分割及び解散の決議 二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整</p>
<p>株式会社企業再生支援機構に係る内閣府設置法附則第二条第四項に規定する政令で定める日</p>	<p>政機関の事務の調整に関すること。</p>	<p>一 株式会社企業再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。</p>
<p>株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る内閣府設置法附則第二条第四項に規定する政令で定める日</p>	<p>一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。</p>	<p>イ 設立 ロ 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任 ハ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議 ニ 定款の変更の決議 ホ 合併、分割及び解散の決議 二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整</p>

<p>子ども・子育て支援 法（平成二十四年法 律第六十五号）の施 行の日の前日</p>	<p>子ども・子育て支援 法（平成二十四年法 律第六十五号）の施 行の日の前日</p>	<p>子ども・子育て支援 法（平成二十四年法 律第六十五号）の施 行の日の前日</p>	<p>子ども・子育て支援 法（平成二十四年法 律第六十五号）の施 行の日の前日</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>